

3 主要な変更点

第1分野 運営と自己改革

(1) ホームページを利用した情報公開

平成24・25年度もホームページを利用して本法科大学院の教育活動などの情報公開に努め、2-1及び2-2に記載した入学者選抜の変更点などを、新たに掲載した。

(2) 入学定員の見直し

平成25年度より、入学定員を従来40名から30名としたところであるが、入学者選抜の適切性とともに入学者の質を確保することで、少人数での教育効果をより高め、所期の目的を達成するために、さらに平成26年度からの入学定員を25名に変更した¹。この変更については、ホームページで公開するとともに、すでに印刷工程にあったガイドブック及び学生募集要項においては、差し込み資料により対応した【資料1】²。

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

本法科大学院は、平成24年度入試において、全国の法科大学院に先駆け、独自の小論文試験を適性試験第4部に置き換え、その第4部の成績と面接により合否判定を行う「適性試験第4部活用型」入試を導入し、入試回数を年3回（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期）とした。平成25年度入試についても、当初は年3回実施するものとしていたが、志願者数の減少、入学者数の確保に対応するために、さらに入試回数を1回（Ⅳ期）増やし、3月に追加して実施した【資料2】³。

平成26年度入試においては、当初から4回（Ⅰ～Ⅳ期）実施するものとし、このうちⅡ期及びⅣ期を、「適性試験第4部活用型」入試とした。なお、Ⅰ～Ⅳ期いずれにおいても、短縮（既修）コース希望者を対象とした法律科目試験を実施するものとした【資料3】⁴。

平成26年度入試制度の変更点については、次のとおりである。なお、この変更点については、ガイドブック【資料4】⁵及び差し込み資料【資料5】⁶、ホームページ【資料6】⁷等において受験生に対する周知を図っている。

(1) 一般入試の変更点

①入試を年4回の実施とし、受験の機会を増やした。

平成26年度入試は、Ⅰ期（8月10・11日）、Ⅱ期（10月25・26日）、Ⅲ期（12月21・22日）、

¹ 各年度の収容定員は、平成25年度110名、平成26年度95名、平成27年度80名、平成28年度75名である。

² 「受験生へのお知らせ」（ガイドブック・学生募集要項差し込み資料）【資料1】

³ http://www.kokugakuin.ac.jp/lawschool/houka02_00263H254ki.html 「【法科大学院】4期入試出願受付中！〔2月23日締切〕」（法科大学院ホームページ）【資料2】

⁴ 平成26年度國學院大學法科大学院学生募集要項 一般入試【資料3】

⁵ 平成26年度法科大学院ガイドブック【資料4】25ページ

⁶ 「2014年、國學院大學ロースクールのこれから。」（ガイドブック差し込み資料）【資料5】

⁷ http://www.kokugakuin.ac.jp/lawschool/houka02_00112-H26.html 「平成26年度入試制度の変更について」（法科大学院ホームページ）【資料6】

Ⅳ期（2月7・8日）の4回実施し、このうちⅡ期及びⅣ期は、「適性試験第4部活用型」入試とした。これは、大学独自の小論文試験に代り、適性試験管理委員会が実施する「全国法科大学院統一適性試験」の第4部を採点し、その成績と面接評価により合否判定を行う試験である⁸。

また、すべての入試で法律科目試験を実施することで、短縮（既修者）コースに入学を希望する者の受験機会を増やした。

- ②標準（未修）コース受験者について、本法科大学院が指定する国家資格等を取得している場合、面接において加点の判断材料として考慮することを明記した。なお、実際の加点の有無は面接において判断される。

加点の判断材料とする資格は、次のとおりである。なお、加点を希望する場合は、出願時にその資格の取得を証明する書類を添付するものとした。

公認会計士／税理士／司法書士／行政書士／中小企業診断士／宅地建物取引主任者／
社会保険労務士／ファイナンシャル・プランニング技能士／建築士／介護福祉士／
地方公務員 等

- ③短縮（既修）コース受験者について、法律科目試験の加点対象となる国家資格・試験等の種類を追加した。

加点対象となる主な資格は以下のとおりである。なお、加点を希望する場合は、出願時にその資格の取得を証明する書類を添付するものとした。

- (1) 直近2年間の司法試験短答式合格
- (2) 平成25年度法学既修者試験成績
- (3) 直近2年間の法学検定試験「2級」または「アドバンスト（上級）」の合格
- (4) 司法試験予備試験合格
- (5) 国家公務員1種試験〔法律区分〕または総合職試験〔法律区分〕の合格もしくは在職
- (6) 司法書士資格
- (7) 行政書士資格
- (8) 不動産鑑定士資格
- (9) 宅地建物取引主任者資格

(2) 社会人特別入試の変更点

従来、受験資格を「通算7年以上の職務経験を有すること」としていたものを、「通算3年以上の職務経験を有すること」に変更した。あわせて、「入学時に満50歳以下であること」としていた年齢制限を廃止した【資料7】⁹。

2-2 入学者選抜〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉

2-1に記載したとおり、平成25年度入試より、年4回（Ⅰ～Ⅳ期）いずれにおいても、短縮（既修）コース受験者を対象とした法律科目試験を実施するものとした。

また、法律科目試験の加点対象となる国家資格・試験等の種類を追加した。

⁸ 適性試験を2回受験した場合、第4部の解答用紙は、受験者が採点を希望する方の答案を提出することができる。

⁹ 「平成26年度國學院大學法科大学院学生募集要項 社会人特別入試（企業・官公庁推薦型）」【資料7】2ページ

第3分野 教育体制

3-1 教育体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉

本法科大学院の専任教員数は16名（うち研究者教員10名、実務家教員6名、実務家教員のうちみなし専任教員2名）であり、変更はない。

教員割合については、平成25年度の収容定員110名に対し、専任教員は16名であり、専任教員1名あたりの学生数は6.9名である¹⁰。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

（1）弁護士会の協力による授業改革

より質の高い授業を実施するとともに、教育方法の改善を一層進めるため、平成24年11月から、外部評価を踏まえた授業改革を具体的、組織的に進めている。

まず、第1段階として、平成24年11月に、本法科大学院棟内に設置されている弁護士法人渋谷パブリック法律事務所所属弁護士に、1年次配当の講義科目6科目¹¹を対象とした授業見学を依頼した。ブラッシュアップ委員会では、授業見学をした弁護士から提出された「授業見学結果報告書」を検討し、「授業見学結果報告書（渋谷パブリック法律事務所）に基づく授業改革」を策定し、法科大学院全専任教員で構成されるブラッシュアップ授業検討会での討議を経たのち、平成25年2月に、各教員による「改善計画書」とともに法科大学院長に提出した。「改善計画書」の内容は直ちに実践していくこととした。

次に、第2段階として、東京弁護士会の協力のもと、同会所属の若手弁護士（他法科大学院出身者）に1年次講義科目を対象に授業見学を依頼し【資料8】¹²、平成25年5月2日から7月12日にかけて、東京弁護士会が設置した「東京弁護士会國學院大學法科大学院授業評価プロジェクトチーム」のもと、同会若手弁護士による授業見学を実施した【資料9】¹³。8月29日、上記プロジェクトチームから「國學院大學法科大学院授業見学及び評価報告〔前期分〕」が提出され、9月18日、ブラッシュアップ委員会で改善計画書案を策定したのち、10月2日にブラッシュアップ授業検討会において全専任教員で討議し、10月18日に、「法科大学院全体（講義科目全体）の改善計画」及び授業見学を受けた各教員による「各教員の授業改善計画」を、法科大学院長に提出した。「改善計画書」の内容はただちに実施していくこととした。平成25年度後期授業についても、引き続き10月から、東京弁護士会による授業見学を実施している【資料10】¹⁴。

¹⁰ 平成24年度上期に本評価を受けた際には、収容定員120名に対し、専任教員は16名であったため、専任教員1名あたりの学生数は7.5名であった。

¹¹ 授業見学対象科目は、「公法Ⅰ（憲法）」（通年開講・4単位）、「民法Ⅳ（契約法）」（後期開講・2単位）、「民法Ⅴ（事務管理・不当利得・不法行為法）」（後期開講・2単位）、「民事訴訟法」（後期開講・4単位）、「刑法Ⅱ（総論）」（後期開講・3単位）、「刑事訴訟法」（通年開講・4単位）の6科目である。

¹² 「授業評価していただきたい科目・時期」（東京弁護士会に提示した資料）【資料8】

¹³ 「東京弁護士会授業見学一覧（平成25年度前期）」【資料9】

¹⁴ 「東京弁護士会による平成25年度後期授業見学スケジュール」【資料10】

(2) 「民法共通テスト」の実施

1年次配当の民法の授業は6つの分野に分けられており、学生の民法全体の理解が十分でないと思われることから、民法全体の体系的理解と法的思考の定着を目的として、平成25年4月4日に全学生を対象とした「民法共通テスト」を実施した【資料11】¹⁵。問題作成および採点には、専任教員2名および修了生弁護士である学習アドバイザー2名が携わった。テスト終了後の4月13日には、専任教員2名が解説・講評を行った。

また、9月17日には、第2回目の「民法共通テスト」を実施し【資料12】¹⁶、10月25日に解説・講評を行った。

(3) 3年次生を対象とした個別指導体制の構築

3年次生の学習を支援するために、平成24年10月から、各学生の専任教員（研究者教員1名・実務家教員1名のペア）を定め、学生の個別指導や、学生への情報提供を行う体制を整えた。

4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉

平成25年度前期中に、3年次生から、法律基本科目の基本的知識の定着度、事例分析能力の到達度を確認し、今後の学習に役立てるために、法律基本科目全体の総合的な試験を実施してもらいたい旨の要望書が提出された。これを受け、試行的に、平成25年9月2日から同月6日にかけて、上記目的のための「学内統一実力試験—司法試験模擬体験—」を実施した【資料13】¹⁷。試験終了後には、各科目分野を担当する専任教員（選択科目の一部については、非常勤教員）が添削のうえコメントを付して、受験者に答案を返却した。

第5分野 カリキュラム

5-1 科目構成（2）〈科目の体系性・適切性〉

従来のカリキュラムをさらに見直した結果、平成25年度入学者用カリキュラム【資料14】¹⁸を、以下のとおり変更した。

(1) 「民法Ⅲ（債権総論）」開講形態の変更

1年次配当科目「民法（債権総論）」は、前期後半（第1回目の授業は、5月最終週開始）に週2コマとする開講形態で実施していたが、これを通常の前学期開始時である4月から、週1コマで開講することに変更した。1年次において、民法全体を重層的に修得できることを目的に、平成19年度に、時間割を工夫したのであるが、数年を経て、学生の負担の軽減とより効果的な学修方法として、「民法Ⅲ（債権総論）」の開講形態を変更した。これにより、前期後半において科目の負担が急に増減することを避け、科目の配当を平均化することにより、復習の時間を確保し、自学自習を後押しすることとした。

(2) リーガルクリニックのさらなる充実

平成25年度入学者から、「リーガルクリニック（法教育）」を2年次配当とし、2単位として集中

¹⁵ 「民法共通テスト」の実施について（学生への掲示）【資料11】

¹⁶ 「民法共通テスト（第2回）の実施について」（学生への掲示）【資料12】

¹⁷ 「学内統一実力試験—司法試験模擬体験—の実施について」（学生への掲示）【資料13】

¹⁸ 「平成25年度学生便覧」【資料14】3ページ

開講する（実際の開講は平成26年度以降）。法化社会の観点から、また小学校の学習指導要領の改訂によるキャリア教育の観点から、法教育の重要性は増しているものと言え、従来の「リーガルクリニック（初級）」、「同（上級）」、「同（上級・刑事）」、「プレリーガルクリニック」の実務関連科目群をより充実させるとともに、学生の選択の幅を広げることとなる。集中開講の時期については、「リーガルクリニック（初級）」の刑事部分が終了した後（平成21年度から毎年実施している「公開模擬裁判員裁判」【資料15】¹⁹終了後）からの開始としている。前半部分を講義による準備期間とし、後期末試験終了後に、渋谷区の小・中学校等の協力校において、法教育の実習を行うものとしている【資料14】²⁰。

5-2 科目構成（2）〈科目の体系的性・適切性〉

「応用演習（民法）」について、平成24年度上期の認証評価の際に、シラバスに明記された授業内容及び授業担当教員が、民法にはあたらないのではないかと指摘を受けていたが、平成25年度より、「応用演習（民法）」を、民法を専門とする非常勤教員に依頼し、科目名称との整合性に対応を図った【資料16】²¹。

第6分野 授業

6-1 授業

4-1で述べたとおり、より質の高い授業の実施、教育方法の改善を一層進めるため、平成24年11月に「渋谷パブリック法律事務所」所属弁護士による授業見学、平成25年5月から7月に、東京弁護士会内に設置された國學院大學法科大学院授業評価プロジェクトチームの弁護士による授業見学を実施している（平成25年10月現在、継続中）。提出された「國學院大學法科大学院授業見学及び評価報告〔前期分〕」に対して、教授会全体として「法科大学院全体（講義科目全体）の改善計画」を策定し、また、各教員の「授業改善計画」をまとめた。現在、これに基づいて授業の改善を進めているところであり、各教員が授業改善に努めるとともに、改善状況については、ブラッシュアップ委員会および全専任教員の参加するブラッシュアップ授業検討会で点検を行っていくこととしている。

6-3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉

5-1で述べたとおり、平成25年度から、法化社会の観点から、また小学校の学習指導要領の改訂によるキャリア教育の観点から、法教育の重要性は増しているものと言え、これまで科目を設置していなかったが一部学生により課外で実施されていた法教育を、臨床科目として新設した。

¹⁹ 「公開模擬裁判員裁判」（平成25年11月24日実施案内チラシ）【資料15】

²⁰ 「平成25年度学生便覧」【資料14】7ページ

²¹ 「平成25年度法科大学院シラバス（講義概要）」【資料16】71・72ページ

第7分野 学習環境及び人的支援体制

7-2 学生数(2) 〈入学者数〉

平成25年度5月1日時点での、過去3年間における入学定員に対する入学者数の割合は以下のとおりである。

	入学定員(A)	入学者数(B)	定員充足率(B/A)
平成23年度	40人	16人	40.0%
平成24年度	40人	11人	27.5%
平成25年度	30人	13人	43.3%
平均	36.7人	13.3人	36.4%

なお、各年度の入学者のコース別内訳は、次表のとおりである。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
標準コース	15人	10人	12人
短縮コース	1人	1人	1人

7-3 学生数(3) 〈在籍者数〉

収容定員に対する、平成25年5月1日現在の在籍者数の割合は、以下のとおりである。

	収容定員(A)	在籍者数(B)	定員充足率(B/A)
1年次	30人	13人	43.3%
2年次	40人	13人	32.5%
3年次	40人	13人	32.5%
合計	110人	39人	35.3%

7-4 施設・設備(1) 〈施設・設備の確保・整備〉

平成24年度上期の認証評価の際に、百周年記念館(法科大学院棟)地下1階L101教室は、「部屋の中心に柱があり、教員の姿や板書が見えにくいとか発言する他の学生の姿が見えにくいなどの難点がある」と指摘されていたが、このことについては、東京弁護士会國學院大學法科大学院授業評価プロジェクトチームによる評価結果においても指摘されており、平成25年度後期授業より、L101教室は必要数を超える机を排除し、柱の手前、黒板前に机を口の字型に配置することで、問題点についての解消がなされている²²。

第8分野 成績評価・修了認定

特に変更点はない。

²² L101 教室授業時の机配置【資料17】

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成

(1) 4-1でも触れたとおり、平成24年度には渋谷パブリック法律事務所の協力により同事務所所属弁護士による授業評価を実施した。これを受けて各科目担当教員は、授業が基礎的な法知識、事実分析能力、法的思考能力などをより効率的に涵養するものとなるべく再考し、担当科目の改善計画書を法科大学院院長に提出した。

また、平成25年度は、東京弁護士会の協力により、同会所属の若手弁護士による授業評価を実施している。前期授業分の授業評価を踏まえた改善計画書を取りまとめた。この授業評価は後期科目についても実施される。

(2) 5-1でも触れたとおり、平成25年度より「リーガルクリニック（法教育）」（標準コース2年次・短縮コース1年次、2単位）を実務基礎科目群実務関連科目として設置した。開講は平成26年度からである。学生のプレゼンテーション能力やコミュニケーション能力の涵養に資するものと考えている。なお、この科目は、平成23年度から一般社団法人リーガルパークと連携し、実務家教員の指導の下で実施されてきた地域の中学校での法教育の試みを正規科目としたものである。

平成25年度年次報告書については、以上である。

本年次報告書に記載した評価基準以外にも、前年度より継続して実施している事項もある。

なお改善の余地がある部分については、今後も引き続き解消できるよう努力するものである。